

山口県建設工事請負契約約款  
第25条第6項（インフレスライド条項）  
運用マニュアル

令和〇年●月

山口県 土木建築部 技術管理課

## 目次

1 運用マニュアルの目的 .....	1
2 対象工事 .....	1
3 請求日及び基準日等について .....	1
4 スライド協議の請求 .....	2
5 請負代金額の変更 .....	4
6 出来高数量の確認 .....	5
7 物価指数 .....	6
8 変更契約の時期 .....	7
9 全体スライド及び単品スライド条項の併用 .....	7
( 参 考 ) 様式類 .....	9

## 1 運用マニュアルの目的

・本マニュアルは、工事請負契約書(以下「契約書」という。)第25条第6項のインフレスライド条項に関する受発注者間の協議を円滑に進めるため、スライド額の算定方法や請求等の手続きについて整理したものである。

本マニュアルは、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成26年1月)国土交通省大臣官房技術調整課」の考え方を基にとりまとめた。

## 2 対象工事

- (1) 工期内に、労務又は資材単価の変更がなされた工事。
- (2) 残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事。

工事請負契約書(以下「契約書」という。)第25条第6項の請求ができる工事は、以下の条件を満たす工事とする。

## 3 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。  
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることもできる。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることもできる。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

#### ・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

#### ・基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

#### ・残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等（工事打合簿により確認できること）により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

### 4 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。

#### ・スライド対象の確認

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

#### ・スライド協議の請求について

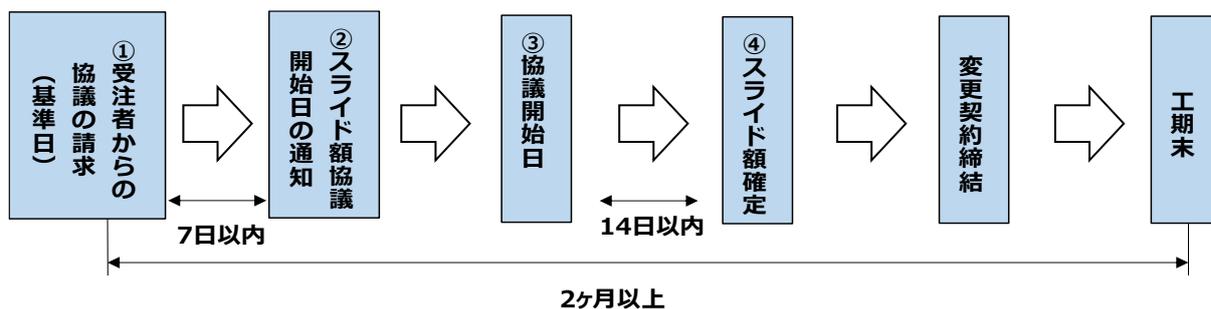
発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。書面には、変更請求概算額（スライド額）及び概算残工事請負代金額の算定資料を添付するものとする。

また、基準日設定後に新たに労務又は資材単価が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

#### ・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

・インフレスライド請求・手続きのスケジュール



・提出書類等について（①～④は上記スケジュールによる）

<受注者が提出する書類>

① 協議請求時

- ・様式 1 - 1
- ・変更請求概算額（スライド額）、概算残工事請負代金額の算定資料（任意様式）

<発注者が作成する書類>

② スライド額協議開始日の通知

- ・様式 2

③ スライド額確定

- ・様式 3 - 1

<契約書第 25 条第 6 項の単品スライド条項に係る様式類>

様式名	件名
様式 1-1	工事請負契約書第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更請求について（請求）
様式 2	工事請負契約書第 25 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）
様式 3-1	工事請負契約書第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（協議）
参考様式 1	スライド計算書

## 5 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [ P_2 - P_1 - ( P_1 \times 1/100) ]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$  及び  $P_2$  は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$  : 増額スライド額

$P_1$  : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$  : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額  
( $P = \alpha \times Z$ 、 $\alpha$  : 請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、  
 $Z$  : 発注者積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [ P_2 - P_1 + ( P_1 \times 1/100) ]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$  及び  $P_2$  は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$  : 減額スライド額

$P_1$  : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$  : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額  
( $P = \alpha \times Z$ 、 $\alpha$  : 請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 $Z$  : 発注者積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

### ・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第 29 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。

### ・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

#### ・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

## 6 出来高数量の確認

- (1) 基準日における残工事を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、確認したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
  - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)の設置費及び賃料等も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
  - ・契約書にて工事材料の売買契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが工事打合簿により先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事はスライドの対象とすること。

#### ・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 5に基づき実施することを基本とする。

なお、公共土木工事の執行にあたっては、広域的な範囲で迅速かつ確実な執行が求められることから、当面、受注者に「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認できることとする。

・「工事出来高内訳書」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」は、数量総括表に「出来形数量」欄、「残工事数量」欄を追加したものとし、「工事出来高内訳書」に記載された出来形数量により、数量総括表に対応した出来形数量を確認する。

・「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認

工種が少ないなど、基準日における残工事量を算定するものとして、適当である場合は、実施工程表を添付した基準日までの工事履行報告書により、次式により数量総括表に対応した出来高を確認してもよいものとする。（ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。）

$$\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \\ \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工程工期})$$

・出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

## 7 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

## 8 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

スライド額に係る契約変更は、スライド協議が整った後、速やかに行うことを原則とするが、精算変更時点で行うこともできる。

### ・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

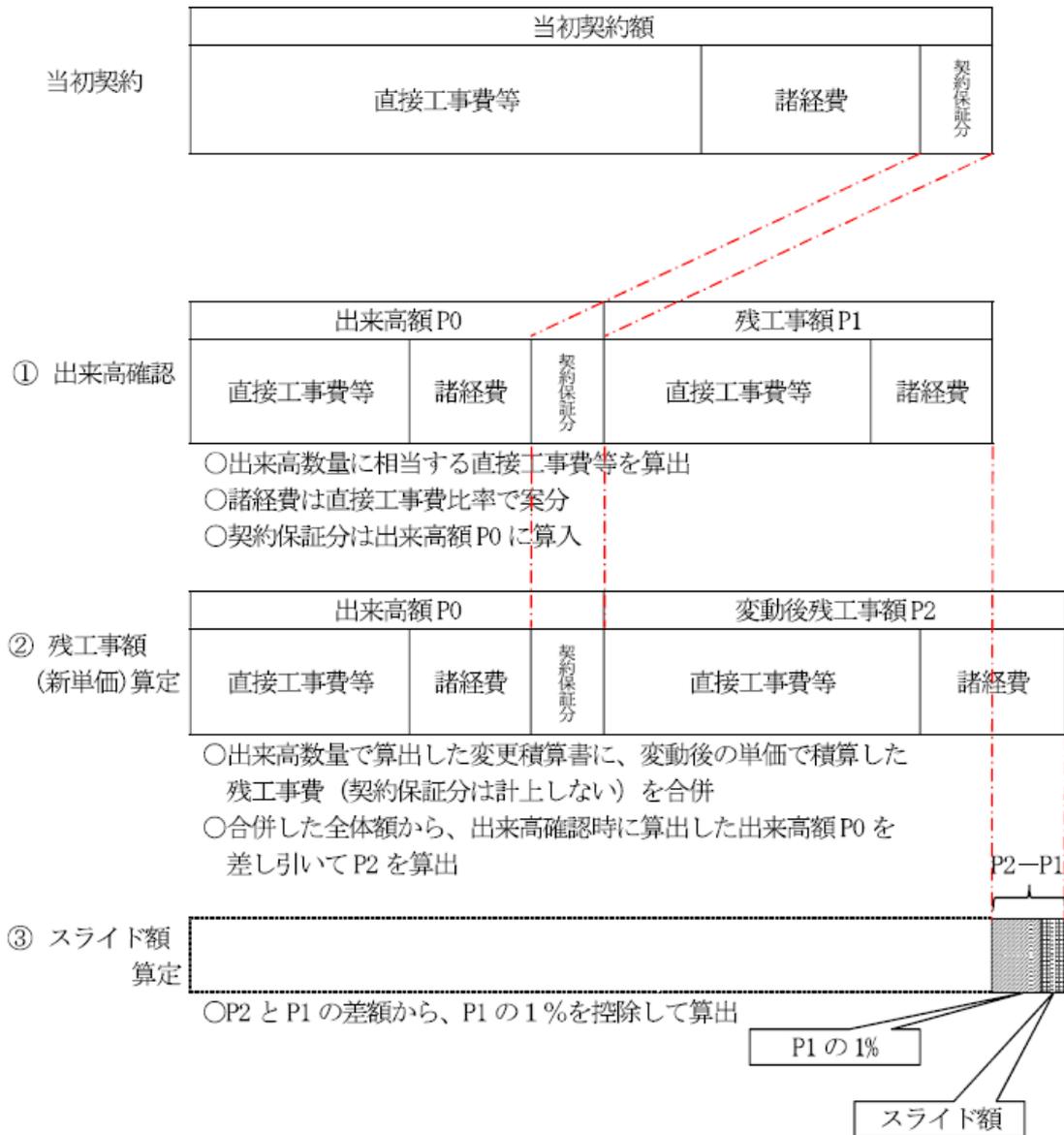
## 9 全体スライド及び単品スライド条項の併用

・(1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライドを請求することができる。

(2) インフレスライド条項に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・契約書第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めない。
- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

(スライド額算定イメージ図)



※ 残工事額(新単価)算定は、当初積算時の歩掛と変動後の単価で行う。

( 参 考 ) 様 式 類

(別紙様式 1 - 1)

[受注者からの請求]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者) 様

受注者 住所  
氏名  
(担当者、連絡先電話番号)

工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記の工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第 2 5 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契約締結日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 請負代金額 円
- 5 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から  
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 6 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 7 変更請求概算額 (スライド額) 円
- 8 概算残工事請負代金額 円  
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に  
相応する請負代金額を控除した額
- 9 添付資料 工事出来高内訳書、または実施工程表付き工事履行報告書、変更  
請求概算額及び概算残工事請負代金額の算定資料

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式 1 - 2)

[発注者からの請求]

令〇 〇 〇 〇 第 号  
令和〇〇年(20〇〇年)〇〇月〇〇日

受注者

様

(発注者)

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記の工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき  
請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 契約締結日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 請負代金額 円
- 5 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から  
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 6 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 7 変更請求概算額 円
- 8 概算残工事請負代金額 円

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に  
相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

令〇 〇 〇 〇 第 号  
令和〇〇年(20〇〇年)〇〇月〇〇日

受注者

様

(発注者)

工事請負契約書第25条第8項に基づく協議の開始の日について (通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事

2 工 事 場 所

3 スライド額協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

(別紙様式3-1)

受注者

様

(発注者)

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。  
なお、異存がなければ、別添承諾書を返送願います。

記

1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事

2 工 事 場 所

3 スライド変更金額 (増) \_\_\_\_\_ 円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 円

基 準 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別 添)



受注者

様

(発注者)

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 工 事 名            〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工 事 場 所
- 3 スライド変更適否            スライドの適用が認められない
- 4 理                    由                    スライド額が対象工事費の1%を超えないため

# ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
設 計 書 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
工 期	自                    年   月   日
	至                    年   月   日
基 準 日	年   月   日
出 来 高 額 (P <sub>0</sub> )	円 (税抜き)
残 工 事 額 (P <sub>1</sub> )	円 (税抜き)
変 更 残 工 事 額 (P <sub>2</sub> )	円 (税抜き)

※増額スライド用

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

工 事 名                    ○○○○○○工事

請負代金額 (税 抜)	出来高額 P <sub>0</sub> (税 抜)	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) - P_1 \times 1/100 \\
 &= ( \quad - \quad ) - \quad \times 1/100 \\
 &= \quad - \quad \\
 &= \quad
 \end{aligned}$$

( 但し、P<sub>1</sub> < P<sub>2</sub> )

P<sub>1</sub> : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub> : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出した P<sub>1</sub> に相当する額

スライド額

$$\begin{aligned}
 \text{(税込み)} &= S + S \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &= \quad
 \end{aligned}$$

※ 算定根拠として「残工事額 (P1) 計算書」【エクセルシートA】、「インフレスライド計算書」【エクセルシートB】を添付すること。

※減額スライド用

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

工 事 名                    ○○○○○○工事

請負代金額 (税 抜)	出来高額 P <sub>0</sub> (税 抜)	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) + P_1 \times 1/100 \\
 &= ( \quad - \quad ) + \quad \times 1/100 \\
 &= \quad + \\
 &=
 \end{aligned}$$

( 但し、P<sub>1</sub> > P<sub>2</sub> )

- P<sub>1</sub> : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- P<sub>2</sub> : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出した P<sub>1</sub> に相当する額

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額} \\
 \text{(税込み)} &= S + S \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &=
 \end{aligned}$$